

[事案 2022-325] 災害入院一時金支払請求

・令和5年9月4日 和解成立

<事案の概要>

責任開始時前に発生した事故を原因とした入院であることを理由に、災害入院一時金が支払われなかったことを不服として、一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年5月に階段から転落し、左膝蓋骨を骨折してボルト埋込手術を行った。その後、令和4年9月30日から2日間入院し、左膝蓋骨の骨内異物除去術を行ったため、同年9月1日に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、災害入院一時金を請求したところ、責任開始時前に発生した不慮の事故が原因であることを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、災害入院一時金の支払いと、募集人らの誤回答により発生した手術費や休業損害等の賠償を求める。

- (1)左膝蓋骨の骨内異物除去術が、災害入院一時金の支払対象になるか確認したところ、募集人らは保険会社に確認した上で、支払対象になると回答した。
- (2)自分は、骨内異物除去術を行う予定はなかったが、募集人らの回答を聞いて本手術を行うことにした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、当社が誤った回答をしたため、左膝蓋骨の骨内異物除去術が災害入院一時金の支払対象となると申立人に回答したが、この誤回答によって約款の支払事由が変更されるものではなく、責任開始時前に発生した不慮の事故を原因とする入院が支払事由に該当することになるわけではない。
- (2)本件の誤回答によって、申立人に給付金相当額の損害が発生しているとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本手術前の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、災害入院一時金等の支払いを認めることはできないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人の事情聴取の結果によれば、募集人らの誤回答があったことから、本手術をしようとしたことは確かである。